第十四条の次に次の一条を加える。

（伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況の報告）

**第十四条の二**　法第十条の八第二項の規定による報告は、伐採後の造林の終わつた日（当該伐採後において当該伐採跡地が森林以外の用途に供されることとなる場合にあつては、当該伐採の終わつた日。以下この条において同じ。）から三十日以内に当該伐採後の造林の終わつた日における森林の状況を記載した報告書（一通）を提出してしなければならない。

第十五条中「第十条の八第二項」を「第十条の八第三項」に改める。

第十六条の見出しを「（要間伐森林通知）」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（要間伐森林通知をすべき旨の申出）

**第十六条の二**　法第十条の十第三項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書（一通）を提出してしなければならない。

一　申出者の氏名又は名称及び住所

二　当該申出に係る要間伐森林の所在場所

三　当該申出に係る要間伐森林の間伐又は保育が適正に実施されていないことにより申出者が受け、又は受けるおそれのある具体的な不利益の内容

2　前項の申出書には、申出者が当該申出に係る要間伐森林に係る間伐又は保育に利害関係を有する者であることを証する書面を添えなければならない。

第二章第四節を同章第五節とする。

第三十五条第一号イ中「第五条第二項第四号の三」を「第五条第二項第六号」に改める。

第三十六条中「第十一条第二項第八号」を「第十一条第二項第九号」に改める。

第三十九条の次に次の一条を加える。

（鳥獣害の防止の方法に関する基準）

**第三十九条の二**　法第十一条第五項第六号の農林水産省令で定める鳥獣害の防止の方法に関する基準は、森林経営計画に定められている造林方法が鳥獣害防止森林区域内において当該森林経営計画の期間内に植栽をすることであるときは、鳥獣害の防止のための防護柵の設置、わなその他の方法による鳥獣害の原因となつている鳥獣の捕獲（殺傷を含む。）その他の当該植栽に係る立木を保護するための措置を実施することとされていることとする。

第四十条中「第十一条第五項第六号」を「第十一条第五項第七号」に改める。

第二章中第三節を第四節とし、第二節を第三節とし、第一節の次に次の一節を加える。

## 第二節　共有者不確知森林の共有者による森林の施業の円滑化

（公告の申請）

**第二十九条の二**　法第十条の十二の二第一項の規定による申請は、次に掲げる事項を記載した申請書（一通）を提出してしなければならない。

一　申請者の氏名又は名称及び住所

二　当該申請に係る共有者不確知森林の立木の伐採及び伐採後の造林の時期及び方法

2　前項の申請書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書面を添えなければならない。

一　当該申請に係る共有者不確知森林の森林所有者と当該共有者不確知森林の土地の所有者が同一である場合　当該共有者不確知森林の土地の所有者を明らかにする書面

二　当該申請に係る共有者不確知森林の森林所有者と当該共有者不確知森林の土地の所有者が異なる場合　当該共有者不確知森林の森林所有者及び当該共有者不確知森林の土地の所有者を明らかにする書面

（不確知森林共有者等又は共有者不確知森林の伐採及び伐採後の造林について異議のある者からの申出）

**第二十九条の三**　法第十条の十二の三第四号の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書（一通）を提出してしなければならない。

一　申出者の氏名又は名称及び住所

二　当該申出に係る共有者不確知森林の土地の所在、地番、地目及び面積

三　当該申出の趣旨

（公告事項）

**第二十九条の四**　法第十条の十二の三第五号の農林水産省令で定める事項は、同条の規定による公告の日から起算して六月以内に同条第四号の規定による申出がないときは、法第十条の十二の五第一項の規定により都道府県知事が法第十条の十二の四の規定による申請をした確知森林共有者が当該申請に係る不確知立木持分又は不確知土地使用権を取得すべき旨の裁定をすることがある旨とする。

（裁定の申請）

**第二十九条の五**　法第十条の十二の四の規定による申請は、次に掲げる事項を記載した申請書（二通）を提出してしなければならない。

一　申請者の氏名又は名称及び住所

二　当該申請に係る不確知立木持分に係る立木の樹種別及び林齢別の本数

三　当該申請に係る共有者不確知森林の立木の伐採及び伐採後の造林の時期及び方法

2　前項の申請書には、法第十条の十二の二第二項各号に掲げる事項を明らかにする資料を添えなければならない。

（裁定の通知及び公告）

**第二十九条の六**　法第十条の十二の六第一項の規定による通知は、法第十条の十二の五第二項各号に掲げる事項を記載した書面によりしなければならない。

2　法第十条の十二の六第一項の規定による公告は、法第十条の十二の五第二項各号に掲げる事項につきしなければならない。

第百条第二項第二号ニ中「第六号」を「第七号」に改める。

第百四条の次に次の四条を加える。

（林地台帳の記載事項）

**第百四条の二**　法第百九十一条の四第一項第四号の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　その森林の土地を含む小流域

二　その森林の土地が森林経営計画の対象とする森林に係る土地である場合には、当該森林経営計画について法第十一条第五項の認定をした者

三　その森林の土地が公益的機能別施業森林又は木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林として市町村森林整備計画において定められている森林（以下この号において「公益的機能別施業森林等」という。）の土地である場合には、当該公益的機能別施業森林等の区域内における施業の方法

（台帳情報の提供）

**第百四条の三**　令第十条の求めは、次に掲げる事項を記載した申出書（一通）を提出してしなければならない。ただし、同条第四号に掲げる者については、この限りではない。

一　申出者の氏名又は名称及び住所

二　当該求めに係る森林の土地の所在及び地番

三　当該求めに係る森林の土地について林地台帳に記載された事項に申出者以外の者に係るものが含まれる場合には、その使用目的

四　前三号に掲げるもののほか、市町村が必要と認める事項

2　前項の申出書には、申出者が令第十条第一号から第三号までに掲げる者であることを証する書面を添えなければならない。